

平成 26 年 5 月 29 日 (木)
幕別町次世代育成支援対策地域協議会
資料 1

幕別町子ども・子育て支援事業計画の構成
及び骨子（案）について

1 子ども・子育て支援法の規定

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

(1) 子ども・子育て支援の意義に関する事項 ⇒ 子ども・子育て支援法の基本理念や目的など

(2) 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な事項

(3) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

①子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

②市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

③市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

幕別町子ども・子育て支援事業計画の記載項目

④都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

⑤都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

⑥その他

(4) 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

(5) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(6) その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを旨とする。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、下記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
 - ・核家族化の進展
 - ・地域のつながりの希薄化
 - ・共働き家庭の増加
 - ・依然として多く存在する待機児童
 - ・児童虐待の深刻化
 - ・兄弟姉妹の数の減少など
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

4 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項①（必須事項）

(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より安易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。

(2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

①幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- ・「利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。
- ・量の見込みは、認定区分で設定する。

【認定区分】

- 1号認定
3～5歳、幼児期の学校教育のみ
- 2号認定
3～5歳、保育の必要性あり
- 3号認定
0～2歳、保育の必要性あり

②実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

・教育・保育提供区域ごとに「量の見込み」に対応するよう、認定こども園・幼稚園・保育所及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定。

5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項②（必須項目）

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

①地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（13事業）

事業	内容
延長保育事業	保育所が11時間の開所時間を超えて、保育を実施する事業
病児・病後児保育事業	病気または病気回復期の児童を、保護者の勤務や傷病等のやむを得ない事由により家庭で育児が困難な場合に、一時的に保育する事業
放課後児童クラブ	就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊びや生活の場を提供する事業
妊婦健診	妊娠中の母子の健康状態を確認するための問診や血液検査、超音波検査など14回分の妊婦健康診査費用を公費で負担する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業
利用者支援【新規】	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場を提供、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施し、親の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業
一時預かり	保護者の私用や親の通院、不定期の就労等の理由により、一時的に保育する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに、乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握や助言を行ない適切なサービス提供につなぐことで子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	乳児家庭全戸訪問等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者や、出産後の子育てについて特に支援が必要と認められる妊婦等に対し、養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等を行う事業等
ファミリー・サポート・センター事業	小学校低学年の児童のいる保護者などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの会員同士の相互援助活動を行う事業
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで子どもを預かる事業

②実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ①認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- ②質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ③幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
- ④幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

6 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ①保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、計画的に教育・保育施設、地域型保育所事業を整備。
- ②育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳からの質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

- ①児童虐待防止対策の充実
 - ・関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
 - ・発生予防、早期発見、早期対応
 - ・社会的擁護施策との連携
- ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・子育て・生活支援・就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策
- ③障害児などの特別な支援が必要な子どもの施策の充実
 - ・障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進
 - ・発達障害のある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

7 事業計画の構成及び骨子（案）について

(I) 第1部 総論

項目		内容
第1章 計画策定にあたって	第1節 計画策定の趣旨	○計画策定の背景と目的 ○計画の期間 ○計画の対象
	第2節 計画の位置付け	○計画の位置づけ ○法の根拠
	第3節 計画の策定の推進体制	○幕別町次世代育成支援対策地域協議会での審議の実施 ○子育て世帯へのニーズ調査 ○パブリックコメント
第2章 幕別町の現状	第1節 少子化の動向	○人口の推移 ○出生の動向 ○婚姻及び離婚の動向
	第2節 家庭や地域の状況	○世帯の動向 ○就業構造の動向
	第3節 教育・保育施設の状況	○幼稚園の定員と入園児童数の推移 ○認可保育所の定員と入所児童数の推移 ○認可外保育所の利用状況
	第4節 地域子育て支援事業の状況	○子育て支援センターの利用状況 ○一時預かり事業の利用状況 ○延長保育事業の利用状況 ○病後児保育の利用状況 ○学童保育所の入所児童数の推移 ○乳児家庭全戸訪問事業の利用状況 ○養育支援訪問事業の状況 ○妊婦健診の利用状況
	第5節 人口の推計	○推計児童人口（全体） ○推計児童人口（地域別）

(2) 第2部 計画

項目		内容																													
第1章 計画の基本的な考え方	第1節 計画の基本理念	○基本理念 幕別町次世代育成支援対策後期行動計画の基本理念、国の基本指針等を踏まえて検討。 ・幕別町次世代育成支援対策後期行動計画の基本理念 「すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」																													
	第2節 計画の基本目標	○基本目標 次世代育成支援後期行動計画で掲げた以下の7つの目標を踏まえ、基本理念を実現するための目標として5つの目標を掲げる。 ①地域における子育ての支援 ②母と子の健康の確保と増進 ③子どもの教育環境の整備 ④子育てを支援する生活環境の整備 ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進等 ⑥子ども等の安全の確保 ⑦支援を必要とする子どもへの取組みの推進																													
第2章 計画の内容	第1節 教育・保育提供区域の設定	※「量の見込み」・「確保対策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（小学校区、中学校区、行政区など）																													
	第2節 基本目標1 「 」	○幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保 ・「利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。 ・量の見込みは、認定区分で設定する。 【例】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定区分</th> <th colspan="3">1年目(H27)</th> <th>2年目(H28)</th> </tr> <tr> <th>3~5歳 学校教育のみ</th> <th>3~5歳 保育必要</th> <th>0-2歳 保育必要</th> <th>.....</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み (必要利用定員総数)</td> <td>300人</td> <td>200人</td> <td>200人</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 確保 の 内容</td> <td>認定こども園、幼稚園、保育所</td> <td>300人</td> <td>200人</td> <td>80人</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>地域型保育事業</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20人</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>②-①</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>▲100人</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	1年目(H27)			2年目(H28)	3~5歳 学校教育のみ	3~5歳 保育必要	0-2歳 保育必要	①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所	300人	200人	80人	地域型保育事業	-	-	20人	②-①	0人	0人	▲100人
認定区分	1年目(H27)			2年目(H28)																											
	3~5歳 学校教育のみ	3~5歳 保育必要	0-2歳 保育必要																											
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人																											
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所	300人	200人	80人																										
	地域型保育事業	-	-	20人																										
	②-①	0人	0人	▲100人																										

項目		内容														
第2章 計画の内容	第2節 基本目標1 「 」	<p>○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の普及に係る考え方 ・認定こども園の設置数、設置時期 ・幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割及び推進方策 ・保幼小連携の取組の推進 ・保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携 														
	第3節 基本目標2 「 」	<p>○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保 【例】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">地域子育て支援拠点事業</th> <th style="width: 35%;">1年目(H27)</th> <th style="width: 35%;">2年目(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み</td> <td>300人(2か所)</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>②確保の内容</td> <td>300人(2か所)</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②-①</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業ごとに記載。</p>			地域子育て支援拠点事業	1年目(H27)	2年目(H28)	①量の見込み	300人(2か所)	②確保の内容	300人(2か所)	②-①	0人
	地域子育て支援拠点事業	1年目(H27)	2年目(H28)													
	①量の見込み	300人(2か所)													
	②確保の内容	300人(2か所)													
②-①	0人														
第4節 基本目標3 「 」	<p>○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p> <p>○子どもや母親の健康の確保</p> <p>○思春期保健対策の充実</p> <p>○小児保健医療の充実</p> <p>○次代の親の育成</p>															
第5節 基本目標4 「 」	<p>○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実等 															
第6節 基本目標5 「 」	<p>○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立のための基盤整備 															

(3) 資料編

項目	内容
資料 1	幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例
資料 2	幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿
資料 3	幕別町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール
資料 4	幕別町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査 (1) 調査の概要 (2) 調査結果

8 幕別町子ども・子育て支援事業計画の基本理念と基本目標について

(1) 基本理念

『

』

- 幕別町次世代育成支援対策後期行動計画の基本理念
「すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」
- 第5期幕別町総合計画の基本目標（子育て関連）
「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針にあるキーワード
 - ・子どもの最善の利益
 - ・一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障
 - ・親としての成長を支援し、子どものより良い育ちを実現
 - ・子どもの健やかな発達を保障
 - ・子ども・子育て支援の協働

(2) 基本目標

①基本目標 1

『

』

○施策：幼児期の学校教育・保育の推進等

- 幕別町次世代育成支援対策後期行動計画の基本目標（関連分）
 - ・地域における子育ての支援
- 第5期幕別町総合計画に掲げる主要施策
 - ・保育施設・環境の整備
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針にあるキーワード
 - ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。
 - ・幼児期の学校教育・保育における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善。
 - ・妊娠・出産期からの切れ目のない支援。

②基本目標 2

『

○施策：地域子ども・子育て支援事業の推進

○幕別町次世代育成支援対策後期行動計画の基本目標（関連分）

・地域における子育ての支援

○第5期幕別町総合計画に掲げる主要施策

・保育サービスの充実

・地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針にあるキーワード

・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

・幼児期の地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善。

・妊娠・出産期からの切れ目のない支援。

・子ども・子育て支援は、地域や社会が保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。

・子どものより良い育ちの実現。

・乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもの健やかな発達を保障する。

③基本目標 3

『

○施策：親子の健康・医療、親子の育成支援

○幕別町次世代育成支援対策後期行動計画の基本目標（関連分）

・地域における子育ての支援

・母と子の健康の確保と増進

○第5期幕別町総合計画に掲げる主要施策

・家庭における子育てへの支援

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針にあるキーワード

・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

・幼児期の多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善。

・妊娠・出産期からの切れ目のない支援。

・子ども・子育て支援は、地域や社会が保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。

・子どものより良い育ちの実現。

・乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもの健やかな発達を保障する。

④基本目標 4

『

』

○施策：子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

○幕別町次世代育成支援対策後期行動計画の基本目標（関連分）

- ・支援を必要とする子どもへの取組みの推進

○第5期幕別町総合計画に掲げる主要施策

- ・児童養護の充実
- ・ひとり親家庭の福祉の推進
- ・障がい者福祉サービスの充実

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針にある関連指針及びキーワード

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。
- ・障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

⑤基本目標 5

『

』

○施策：仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

○幕別町次世代育成支援対策後期行動計画の基本目標（関連分）

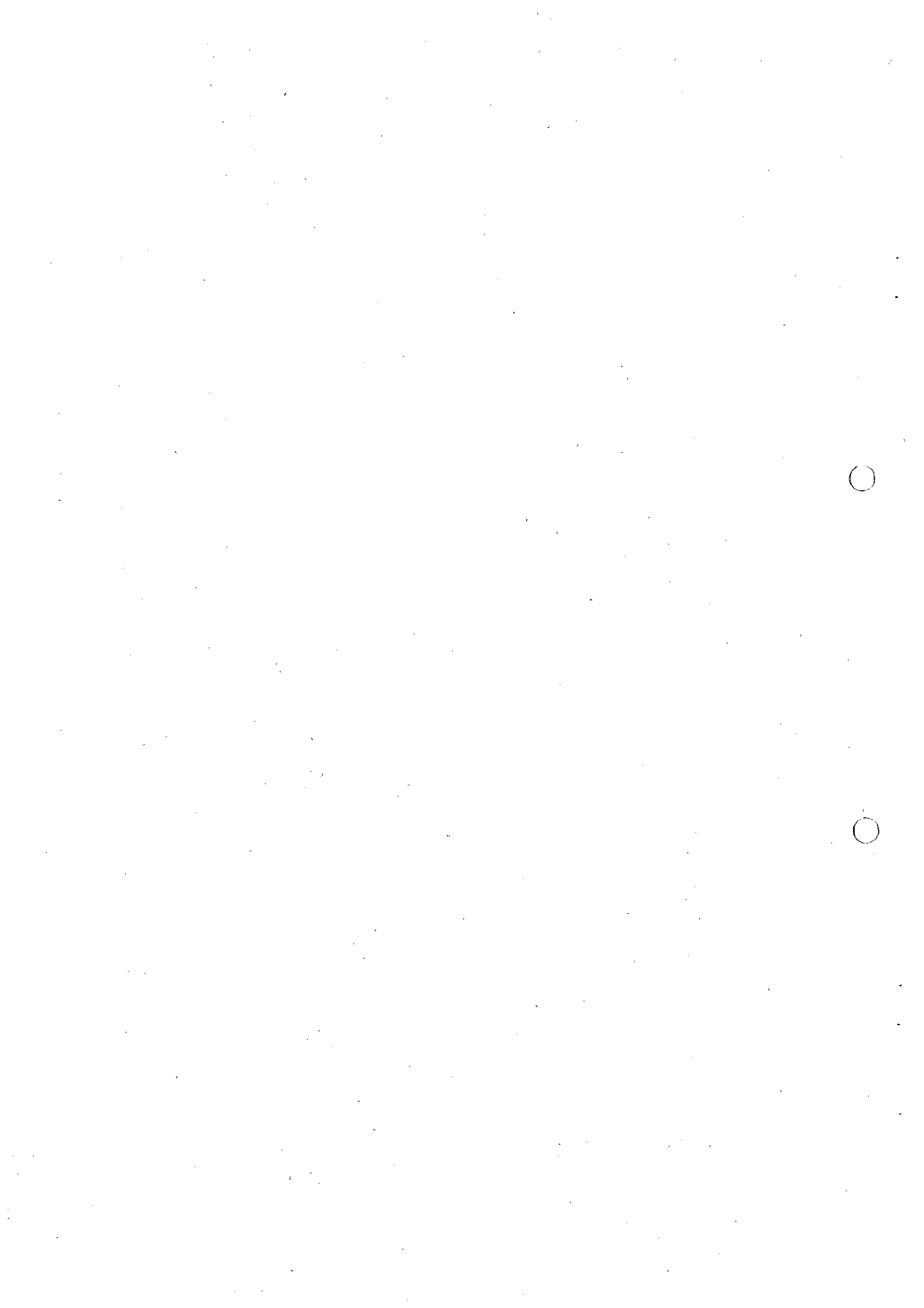
- ・職業生活と家庭生活との両立の推進等

○第5期幕別町総合計画に掲げる主要施策

- ・家庭における子育てへの支援

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針にある関連指針

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。
- ・社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たす。



子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援後期行動計画の体系比較

次世代育成支援後期行動計画		
施策の目標	個別施策	子ども・子育て支援事業計画との関連
①地域における子育ての支援	・子育て支援サービスの充実	基本目標②へ⇒
	・保育サービスの充実	基本目標①へ⇒
	・子育て支援のネットワークづくり	基本目標②へ⇒
	・児童の健全育成	基本目標①へ⇒
②母と子の健康の確保と増進	・子どもや母親の健康の確保	基本目標③へ⇒
	・食育の推進	個別計画で対応・進行管理
	・思春期保健対策の充実	基本目標③へ⇒
	・小児保健医療の充実	基本目標③へ⇒
③子どもの教育環境の整備	・次代の親の育成	総合計画で進行管理
	・学校教育環境の整備	
	・家庭や地域の教育力の向上	
	・有害環境対策の推進	
④子育てを支援する生活環境の整備	・良好な居住環境の整備	個別計画(一般施策)で対応・進行管理
	・安全な道路交通環境の整備	
	・安心して外出できる環境の整備	
	・安全・安心なまちづくりの推進	
⑤職業生活と家庭生活との両立の推進等	・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	基本目標⑤へ⇒
	・仕事と子育ての両立のための基盤整備	基本目標⑤へ⇒
⑥子ども等の安全の確保	・交通安全教育の推進	個別計画(一般施策)で対応・進行管理
	・犯罪等の被害防止活動の推進	
⑦支援を必要とする子どもへの取組みの推進	・児童虐待防止対策の充実	基本目標④へ⇒
	・母子家庭等の自立支援の推進	基本目標④へ⇒
	・障がい児施策の充実	基本目標④へ⇒

子ども・子育て支援事業計画	
基本目標	主な内容
① 「 」	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期の学校教育・保育の量の見込み ○幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保 ・認定こども園、幼稚園、保育所 ○幼児期の学校教育・保育の一体的提供について ○幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進に関する体制確保
② 「 」	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み ○地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業) ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
③ 「 」	<ul style="list-style-type: none"> ○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ○母子保健、思春期保健 ○小児医療
④ 「 」	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 ・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実等
⑤ 「 」	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と生活の調和(ワークライフバランス)

